

紀宝町ホームページ広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、紀宝町有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、インターネット上に公開しているホームページへの有料広告（以下「広告」という。）掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 ホームページへ掲載する広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー又は文字による広告とし、掲載内容及びリンク先として広告主が指定したホームページの内容については、要綱第2条の規定に準ずるものとする。

2 バナー広告の規格は、以下のとおりとする。

- (1) 天地60ピクセル、左右150ピクセル
- (2) 10Kバイト以内
- (3) GIF形式（アニメーション不可）
- (4) ホームページ閲覧者に誤解を与えるおそれがある表現のものは認めない。

3 文字広告の規格は、以下のとおりとする。

- (1) 広告枠 天地60ピクセル、左右150ピクセル
- (2) 文字数 10文字×3行以内

4 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、町と広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告の枠数)

第3条 広告の枠数は、最大6枠とする。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、町が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は月の初日から末日までの1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 月の途中において掲載開始又は掲載終了した場合においても1月として取り扱うものとする。

3 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長は、行わないものとする。

(掲載料金)

第6条 広告の掲載料は、町内事業者につき1月1件3,000円とし、町外事業者については1月1件5,000円とする。

(広告掲載料の還付)

第7条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、町長は、広告掲載が決定した後
に広告主の責めに帰することのできない事由により、広告を掲載することができなかつたとき
は、広告掲載料を還付するものとする。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場
合の当該月については、日数による日割りとし、円未満は切り捨てた広告掲載料を返還するも
のとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利息を付さない。

(広告原稿の提出)

第8条 要綱第6条に規定する紀宝町有料広告掲載申込書に添付するバナー広告の原稿は、第2
条第2項の規格によりデータを提出するものとする。

(広告の禁止表現)

第9条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その
広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反する動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際に機能しないもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと町が認めるもの

(広告主の責任)

第10条 広告主は、掲載した広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものと
する。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わ
る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負
担において解決することとする。

4 広告原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成20年3月10日から施行する。